

## 農地

農業委員会 ☎(32)8915

### 農地の売買・贈与等

農地の売買、贈与、交換、賃貸借を行う場合、農業委員会の許可が必要になります。

### 農地を転用するときは

農地を転用するときは農業委員会に農地転用許可申請書を提出し、許可を得てください。転用にはいくつかの基準や要件があり、確認にお時間をいただきますので、お早めにご相談ください(要予約)。

■申請書提出期限 毎月10日

### 非農地証明

農地を20年以上農地以外の用途に使用してしまっており、農地への原状復帰が困難である等いくつかの要件を満たす場合に、非農地証明願により農地以外の地目に変更することができます。申請内容の確認にお時間をいただきますので、お早めにご相談ください(要予約)。

■証明願提出期限 毎月10日

### 耕作証明

市内農地に対する耕作面積の証明、他市区町村の農地を取得、軽油引取税の免税申請の際に使用します。

### 相続等によって農地の権利を取得したとき

農地法の許可を要せずに、相続(遺産分割・包括贈与を含む)、法人の合併・分割、時効取得等で農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

## 住宅

整備課 ☎(32)8910

※住宅に関する補助にはそれぞれ要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 生垣設置費の補助

緑豊かなまちづくりを推進し、街並みの景観を大切にするため、生垣設置に要する費用の一部を補助します。

### ■補助額

実費の2分の1(上限5万円)

### 木造住宅耐震診断士の派遣

昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断を希望する方に、耐震診断士を無料派遣します。

### 木造住宅の耐震改修費用の補助

木造住宅耐震診断を行い、補強計画策定と耐震改修を行う場合に補助します。

■補助額 耐震改修費用の5分の4(上限100万円)

### 木造住宅の建替費用の補助

木造住宅耐震診断を実施し、耐震性能を満たさない住宅の建替を行う場合に補助します。

■補助額 耐震改修費用の5分の4(上限100万円)

### ブロック塀等撤去費補助金

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、

市民の安全・安心を確保するため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

### ■補助額

- ・ブロック塀等が通学路に面している場合  
費用の3分の2(上限20万円)
- ・ブロック塀等が通学路以外に面している場合  
費用の2分の1(上限15万円)

### 定住促進新築等購入の補助

東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から移住し、市内に住宅を取得した方に補助します。

■補助額 基本額：新築30万円、中古10万円 加算額：中学生以下の子ども1人につき10万円、その他加算項目あり

### 保留地等購入の補助

保留地等を購入し、住宅を新築した方に補助します。

■補助額 50万円

### 下野市空き家バンク制度

空き家バンクとは、所有者が売却・賃貸したい市内の空き家を市のホームページで公開し、空き家を購入・賃貸したい方の申し込みを

受けて、所有者や仲介者を紹介する制度です。空き家を有効活用し、下野市への移住・定住を促進することを目的としています。

空き家を売りたい方・貸したい方、買いたい方・借りたい方は、整備課までご連絡ください。

空き家バンクに登録された物件は、リフォーム補助や家財処分補助、登録奨励金が活用できます。詳しくは市のホームページをご確認ください。

### ■リフォーム補助額

リフォームに要した費用の2分の1以内の額(上限50万円)

### ■家財処分補助

処分にあつた費用の2分の1以内の額(上限10万円)

### ■登録推進奨励金額

空き家等に対して賦課された固定資産税額の2年分の額

- ・市街化区域の場合  
上限5万円
- ・市街化調整区域の場合  
上限2万5千円

## 開発行為

都市政策課 ☎(32)8909

### 開発許可

建築物を建築するなどの目的で行う土地の造成(区画形質の変更)を開発行為とといいます。

次の開発行為では、原則として開発許可を受けなければ建築物を建築できません。

・市街化区域での1,000㎡以上の開発行為

・市街化調整区域での開発行為

※1,000㎡以上の開発行為は、開発許可の前に「下野市開発指導要綱」に基づく事前協議が必要になります。